

令和5年度利益相反マネジメントの実施結果について

国立大学法人一橋大学利益相反マネジメントポリシー及び国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント規則に基づき、一橋大学利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）において、令和5年度の個人及び組織の利益相反マネジメントを実施しました。

1 個人の利益相反マネジメントの実施

- ・常勤の理事及び教員を対象に「利益相反自己申告書」の提出を求める。
- ・第1次申告にて国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント規則第3条に基づき委員会が定めた一定の基準を超える産学官連携活動を行っているとの回答した者には第2次申告を求める。
- ・第2次申告の結果を委員会にて審査し、必要に応じてヒアリング等を実施する。
- ・ヒアリング等の結果を委員会にて審査し、必要に応じて改善勧告等を実施する。

(1) 自己申告状況

対象	: 356名
申告実績	: 100%
第2次申告	: 35名（全申告者の9.83%）
ヒアリング	: 5名
改善勧告等	: 対象者なし

(2) 審査結果

自己申告書及びヒアリングの結果を審査し、本学として改善勧告等が必要と考える対象者はいないと判断した。

2 組織の利益相反マネジメントの実施

- ・委員会にて決定した組織の利益相反ガイドラインに則して、全部局に対するヒアリングを通じて確認を行う。

(1) 審査結果

ヒアリングの結果を審査し、本学として改善勧告等が必要と考える利益相反はないと判断した。

令和6年3月18日
国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント委員会
委員長 大月 康弘